

【令和6年度 共栄火災商品販売方針】

＜基本方針＞

令和6年度における共栄火災主要商品の販売方針は、共済連北海道本部と共栄火災が協議した結果、共済の補完的な位置付けとしてJA共済と共栄火災がより一層相互に協力および連携を強化し、JAグループとして一体的な推進活動を取組むことを目的として以下のとおり決定いたしました。

（1）火災保険（HappyHome2、安心あつとホーム）

①住宅ローン利用者

建更を第1順位としたうえで、HappyHome2を第2順位と位置づけ提供していく。

②住宅ローン利用者以外

建更を第1順位、火災共済を第2順位としたうえで、推進対象者を下記の通り限定的に取扱う。

ア. 建更共済に引続き加入が難しい建更共済満期契約の契約者（70歳以上の高齢者）

イ. 建更共済・火災共済の引受禁止物件や限度額超過物件の超過部分

ウ. 建更共済・火災共済の加入が難しい利用者であって他社の火災保険に加入する可能性がある者

エ. JA組合員・利用者が所有する賃貸住宅の借家人に保障提供する場合

③集団扱制度の活用

建更を第1順位、火災共済を第2順位としたうえで、組合員の利便性向上および実務の効率化を図るため、個人用火災総合保険における集団扱制度の取扱いを行う。

（2）傷害保険、日常生活賠償（JA安心倶楽部、JA自転車倶楽部）

①JA安心倶楽部

賠償保障の示談代行や費用保障など、日常生活における危険への万全な備えとして、推進対象を65歳以上の組合員（准組合員を含む）としたうえで推進に取り組む。

②自転車倶楽部

ア. 自転車事故等によるケガ、日常生活における賠償保障の示談代行の保障を提供。

イ. 前記アにて、日常生活における賠償保障の示談代行のみを希望する組合員へは自動車共済の日常生活賠償責任特約を第1順位とし、自転車倶楽部を第2順位と位置づけ提供していく。

（3）大規模農業者・農業法人への取組み（農業応援隊、JA共済労働災害保障制度等）

①農業応援隊

大規模な農業者・農業法人等に対する農業リスク診断活動を通じて、農業経営を取り巻くリスクにかかる注意喚起を行うとともに、リスク対策の有無の確認を行い、さまざまな事業リスクについて備えがなされていない場合に、農業応援隊の保障提案を実施する。

②JA共済労働災害保障制度

大規模な農業者・農業法人等に対する農業リスク診断活動を通じて、農業経営を取り巻くリスクにかかる注意喚起を行うとともに、リスク対策の有無の確認を行い、「労務管理リスク」について備えがなされていない場合に、JA共済労働災害保障制度の保障提案を実施する。

③農林水産用ドローン総合保険

ドローンの普及・活用推進により保有している組合員に対して「ドローン機体の損害」や「第三者への法律上の賠償責任に備え」に対して提案を行う。

④収穫農産物動産総合保険

収穫された農産物に対してＪＡ共済「火災共済」では補償対象となっていない「風災・ひょう災・雪災」「水災」「盗難」の損害や「輸送中の事故」を補償していることから、組合員に対して積極的にグレードアップ提案を行う。

⑤北農５連「農業経営コンサルタント事業」の活用

北農５連で提携している税理士・社労士等に対し、共済連および共栄火災の事業リスク商品の有効性を理解してもらう。その上で、法人化等のセミナーや節税・事業継承・労務管理等の相談を受けた際、ＪＡ・共済連に連携してもらう。

（４）ＪＡ取引先への取組み

自社で１０台以上保有している利用者やＪＡの取引先が他社自動車保険契約（フリート）に加入している場合、共済連の自動車共済（特割）への切替を推進するとともに、共栄火災の運送業者受託賠償責任保険や業務災害補償保険等の提案を行う。

（５）ＪＡ事業リスク

株式会社コープ・アイが主体となり、各ＪＡへ商品提案を行う。

（６）自動車保険

自動車共済引受対象外車種について、共栄火災自動車保険で対応する。

以 上